

広島総合警備保障株式会社 行動計画（女性活躍推進法）

女性活躍推進法に基づき、女性が活躍できる雇用・就業環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 2019年4月1日から2024年3月31日

2 当社の課題

- (1) 営業専従の女性社員が3名と少ない（6.3%（3人／47人））
- (2) 警備職、技術職（庶務を除く。）に女性社員がいない。

3 女性の活躍の状況（平成31年2月1日現在）

(1) 男女の平均勤務年数

男性 14.3年 女性 16.3年

(2) 有休休暇取得率

全体 7.2日 女性 13.3日

(3) 男女の賃金の差異

なし

4 目標と取組内容・実施時期

目標1： 営業専従の女性社員を現在の3名から5名（東広島支社、福山支社）の配置を実現させる。

〈取組内容〉

- 2019年4月～ 現行女性社員から営業職への配置換えの促進
- 2020年4月～ 新卒求人による女性専従社員の求人

目標2： 警備職、技術職（庶務を除く。）の職種に、女性社員を1名以上配置する。

〈取組内容〉

- 2019年4月～ 電気系の大学、専門学校に対して女性技術職の求人説明を重点事項として実施
警備職（GC部、警送事業部統制課）内勤勤務への受入れ体制の確立
- 2020年4月～ 新卒企業説明会等において、求職者への説明を強化

5 働き方改革に向けた取組み

- 労働基準法の6ヶ月経過後、有給休暇10日付与する対象者に入社時から10日付与し年間5日の取得を義務付け
- A・B社員の残業時間を、全体で平均35時間以下に抑制